

枚方市教育委員会 協議会会議録

令和8年（2026年）5月28日

枚方市教育委員会

令和8年枚方市教育委員会協議会 会議録					
開会	令和8年5月28日午前10時19分		閉会	令和8年5月28日午前10時59分	
案 件					
1	旧中宮北小学校プールの跡地活用について				
2	令和8年度 枚方市教育振興基本計画に係る主要事業の概要について				
3	第5次枚方市子ども読書活動推進計画について				
4	「枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン」の策定について				
5	叙勲について				
構成員	教 育 長	谷 元 紀 之	構成員	教 育 委 員	大 中 智 恵
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	桐 山 智 巳
	教 育 委 員	中 西 悠 子			
説明員	副 教 育 長	乾 口 里 美	説明員	新しい学校推進課長	杉 谷 繁 人
	総 合 教 育 部 長	増 尾 友 治		中 央 図 書 館 長	内 山 正 昭
	学 校 教 育 部 長	千 原 正 敏		児 童 生 徒 課 長	中 口 恵 未 子
	総 合 教 育 部 次 長	上 田 詞 子		放 課 後 子 ど も 課 長	三 木 ひ と み
	学 校 教 育 部 次 長	河 田 典 子		教 職 員 課 長	伊 藤 閣 啓
	学 校 教 育 部 次 長	倉 田 仁 司		教 育 研 修 課 長	栗 田 香 里
	総合教育部副参事 (学校等施設担当) 兼 学校教育部副参事 (学校等施設担当)	津 熊 聖 博		教 育 指 導 課 長	沓 拔 淑 子

	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中野 雅央	記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	佐藤 喬史
	教 育 政 策 課 長	笠井 二郎	傍聴の人数		4人

○谷元教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

事務局からの報告案件ですが、案件1「旧中宮北小学校プールの跡地活用について」説明をお願いします。

笠井教育政策課長。

○笠井教育政策課長 それでは案件1「旧中宮北小学校プールの跡地活用について」ご説明します。

協議会資料の5ページをご覧ください。まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、市立小学校の水泳授業における民間活用については、令和8年3月に策定した「小学校水泳授業民間活用の全校実施に向けた年次計画」に基づき、令和10年度の全校実施に向けて計画的に取り組んでいるところです。今後の全小学校でのより安定的な施設利用やバス等による移動時間の短縮など、効率的な事業実施を図るため、旧中宮北小プール跡地の有償貸し付けにより、民設民営での水泳施設の整備を行う事業者を公募することとし、対象となる貸付物件の詳細や公募要件の概要、今後のスケジュール等についてご説明するものです。

資料の6ページをご覧ください。「2. 内容」ですが、「(1) 貸付物件について」は、所在地番は記載のとおりで、貸付面積は約3,000㎡とします。貸し付けの手法については、借地借家法第23条第1項に規定する事業用定期借地権の設定を行う予定であり、貸付期間は30年間で予定しています。貸し付け条件としては、市により旧中宮北小跡地の校舎解体や、進入路整備などを行った後、現状有姿のまま、賃借人に引き渡すこととします。プール施設については無償譲渡し、既存施設の改修などの活用を行うか、一旦撤去の上、新設するかは借受人の判断によることとします。「(2) 主な公募要件について」ですが、①資格要件としては、市に営業所を置く法人で、市内で10年以上のスイミングスクール運営実績があり、本市の水泳授業の受託実績がある者とする予定です。②主な活用条件ですが、まず借受人自らが水泳施設の整備とスイミングスクールの運営を行うこととし、25mの屋内温水プールや、更衣室、トイレ、事務室、シャワー設備などの付属施設・設備の他、駐車場、駐輪場などを敷地内に整備することを条件とします。また、資料の7ページにかけて、プールの整備、運営にあたっては関係法令に適合したものとすること。市が行う小学校水泳授業の民間活用に協力し、貸付物件において、現在の想定ですが、8校程度の水泳授業を受託することを求めます。また、自己資金での運営をしていただくことから、水泳授業の実施等の活用条件に支障のない範囲で、賃借人の創意工夫により、例えばスポーツジムの運営や、用品の物販などの営業活動を行うことも可能とします。貸付物件の引き渡し、借地契約の締結については、市による敷地全体の造成や進入路、インフラの整備などに加え、少し下の※に記載のとおり、同敷地ではプールは現在の用途地域では建築ができないため、それに対応するための都市計画手続きなどを行った後となります。現時点の予定では、令和10年度後半から11年度ごろになるのではないかと考えておりますが、公募時に示す契約時期については、今後、関係課と調整していきます。また、貸付物件の返還時には、構造物をすべて撤去して、更地の状態で返還するものとします。③その他ですが、先ほどご説明した条件の他、事業者には周辺環境への配慮や、地域住民への丁寧な説明などに配慮することを求めていると考えています。「3. 今後の予定」ですが、本案件については、6月1日開催の教育子育て委員協議会にて議会に報告を行った後、資料の8ページに続きますが、7月中に事業者の公募を開始したいと考

えています。9月頃には入札、賃借予定者の決定を行い、事業を進めていく予定でございます。その後、市による跡地全体に係る文化財調査や、インフラ整備などを行った上で、令和11年4月頃を目途に、借地に係る正式契約を締結できればと考えています。「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、資料9ページの「5. 関係法令・条例等」については、記載のとおりです。

「6. 事業費・財源及びコスト」については、本事業は民設民営による整備、運営のため、市の予算負担はございませんが、土地貸付による借地料収入を想定しており、金額については現在算定中でございます。資料の10ページには、旧中宮北小跡地活用の全体計画図の案を添付していますので、ご確認ください。

以上、簡単ではございますが案件1のご説明とさせていただきます。

○谷元教育長 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

中西委員。

○中西委員 旧中宮北小学校プールの跡地活用について、小学校水泳授業の民間活用の全校実施と合わせて、かねてから検討を重ねていただいていたのですが、今年の7月中には事業者の公募を開始するとのことでした。

民設民営での整備運営ということで、条件面の整理を進めてこられ、今回、主な公募条件について説明いただきましたが、貸付期間についてお聞きします。事業用の定期借地契約ということで貸付期間は30年間、契約時に現状のまま引き渡し、30年の期間終了後は更地にして返還ということですが、30年間という期間はどのようにして決定されたのか。また、実際のところ30年後にはどのような対応が想定されるのか。現状、お答えできる範囲でお聞かせください。

○谷元教育長 笠井教育政策課長。

○笠井教育政策課長 今回のプールの跡地活用については、民設民営という前提であることから、市としては希望する事業者が敷地を有償でお貸しして、事業を行っていただくという形になります。その中で、旧中宮北小学校跡地については、他に、消防署や児童相談所、体育館といった活用を予定していますが、プール跡地については将来的に市において活用の必要性が生じた場合などを想定し、契約終了後、確実に借地が返還されるというメリットがある定期借地という手法を選択しています。また、借地期間については、事業者には多額の投資をして施設整備を行っていただくことから、ある程度長期の運営ができないと採算面などでメリットが出ないと想定されることから、事業者へのヒアリングなども踏まえ30年間と設定したものです。

借地期間終了後の対応については、現在考えている契約上では、原則、借地期間終了後は事業者により、更地にした上で市に返還いただくことになります。

なお、現状のまま引き渡した土地を更地にして返還いただくということで、解体費用などが事業者側の負担として発生しますが、こういった条件については、基本となる借地料算定において減額要素として加味されることになります。

○谷元教育長 中西委員。

○中西委員 本件については、民設民営の手法を活用し、財政負担を抑えながら施設整備と水泳授業の環境確保を図る取り組みとして、評価できるものと感じております。また、事業者へのヒアリングを踏まえた30年間の定期借地契約や、契約終了後の更地返還を前提とした仕組みについて

ても、将来的な市の活用の柔軟性を確保する観点から、適切に整理されているものと受け止めております。

一方で、30 年という長期にわたる契約となることから、社会環境や教育ニーズの変化にも対応できるよう、運営状況の定期的な検証や、必要に応じた見直しについてもご検討いただければと思います。あわせて、児童・生徒の安全性や教育効果の確保はもちろんのこと、地域にとっても親しみやすく、有効に活用される施設となるよう、事業者選定にあたってはその点にもご配慮いただければ幸いです。

本事業が持続可能で実効性のあるものとなるよう、引き続き丁寧なご検討と運用をお願いします。

○谷元教育長 ほかにご意見、ご質問等はございませんか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件 2「令和 8 年度枚方市教育振興基本計画に係る主要事業の概要について」説明をお願いします。

笠井教育政策課長。

○笠井教育政策課長 案件 2「令和 8 年度枚方市教育振興基本計画に係る主要事業の概要について」ご説明いたします。

協議会資料の 11 ページをご覧ください。「1. 概要」でございますが、本市教育委員会の主要事業の令和 8 年度の概要につきまして、枚方市教育振興基本計画の 10 の基本方策ごとに取りまとめましたので、ご報告するものでございます。続きまして、「2. 内容」でございますが、別紙 1「令和 8 年度主要事業の概要」にてご説明いたします。

別紙 1 の 1 ページをご覧ください。こちらには、10 の基本方策ごとに、具体化を図るための主要事業の一覧を、3 ページにかけてお示ししております。主要事業につきましては、教育振興基本計画の基本方策に掲げる取り組みの方向に該当する事業の中から、第 5 次枚方市総合計画や市政運営方針等の市長公約に掲げている重点事業などを中心に、毎年度、設定しております。今年度の主要事業につきましては、再掲となっているものを除き、66 事業を設定しています。令和 7 年度当初に設定した主要事業との比較では、1 ページの中ほど、基本方策 1-⑪「PBL（課題解決型学習）推進事業」が新規追加となっており、また、昨年度は 3 ページの基本方策 10 に紐づく事業として「特別史跡百済寺跡再整備事業」がございましたが、令和 7 年度で事業が完了したことから、今年度は削除しております。よって、トータルの事業数に変わりはありません。

なお、基本方策 10-③「文化芸術事業」については、昨年度の「文化芸術創造拠点形成事業」から事業名称の変更を行っております。

4 ページの「表中の凡例」については、記載のとおりでございますので、ご確認ください。

そして、次の 5 ページ以降に、教育振興基本計画の基本方策ごとに令和 8 年度の主要事業を各事業 1 ページのシートにまとめております。なお、今年度の「主要事業の概要」を作成するにあたりまして、全体的に指標の見直しを行っておりますので、その考え方等について、簡単にご説明させていただきます。

各事業の達成度を測る指標の設定については、これまでから様々なご意見をいただいております、随時、見直しを行ってきたところではありますが、改めて各事業の所管課に対し、すべての事業について、事業全体の進捗をより適切に測ることができる指標はないか再検討を依頼し、一つの視点として、市長部局において毎年度、本市全体の事務事業の進行管理を行っている事務事業実績測定というものがございますが、同様の事業内容について、教育委員会の主要事業と、市長部局の事務事業実績測定で異なる指標を設定しているものについては、合理的な理由の有無や、指標の統一ができないかといったことを検討いたしました。その結果、現行指標のままとしたものや、事業をより適切に評価できる独自指標の設定を行った事業もございますが、従来から事務事業実績測定と同じ指標であったものも含め、全主要事業の80%近くに相当する52事業で事務事業実績測定と統一した指標で評価を行うよう見直しを行いました。これにより、市と教育委員会で共通の視点をもって事業の評価が行えるという点では、一定の改善につながっているのではないかと考えておりますが、今回の見直しが完全なものと考えているわけではありまませんので、委員の皆様には今後とも随時、ご意見等をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、令和8年度の主要事業について、新規追加や拡充を行う事業などについて、ごく一部ではございますが簡単にご説明させていただきます。

まず、12 ページの基本方策1-⑦「読書活動推進事業」をご覧ください。担当課は教育指導課でございます。令和8年度の取り組み内容として、学校司書の配置について、令和7年度から中学校を中心とした配置から、小学校を中心とした配置に移行しておりますが、学校図書館を活用した教育活動の支援等に向けて、専任配置校の拡大を目指し、学校司書確保の取り組みを進めてまいります。

次に、16 ページの基本方策1-⑪「PBL（課題解決型学習）推進事業」をご覧ください。担当課は教育指導課、教育研修課で、今年度、新たに個別の事業として設定したものです。令和8年度は、小学校1校、中学校1校を旗艦校に指定し、取り組み状況の横展開などに取り組みます。指標は、学校教育自己診断の「学校や社会は自分たちで変えられる」の中学3年生の肯定的な割合が80%以上となることを目指します。

次に、20 ページの基本方策2-⑤「学校水泳授業民間活用事業」をご覧ください。担当課は教育政策課、新しい学校推進課、教育指導課です。令和8年3月に策定した「小学校水泳授業民間活用の全校実施に向けた年次計画」に基づき、令和10年度までの全校実施ができるよう取り組みます。指標の目標値についても年次計画を踏まえた数値としています。また、旧中宮北小学校プール跡地活用に係る事業者公募等に取り組みます。

次に、36 ページの基本方策4-①「支援教育推進事業」をご覧ください。担当課は支援教育課です。令和8年度の取り組みとして、令和8年3月に策定した「枚方市支援教育サポートブック」をもとに、支援教育の充実に努めるとともに、ブラッシュアップをしていきます。

次に、55 ページの基本方策7-⑩「不登校児童・生徒支援事業」をご覧ください。担当課は児童生徒課です。令和8年度の取り組みとして、新たに「フリースクール等利用支援補助金」を実施します。また、指標の目標値として令和8年度実績で学校内外の施設につながない不登校児童・生徒の割合ゼロを目指します。

次に、79 ページの基本方策 10-⑨「総合型放課後事業」をご覧ください。担当課は放課後子ども課です。令和 8 年度の取り組みとして、三季休業中の昼食サービスの全校での施行を継続するとともに、この仕組みを活用した欠食リスクを抱える児童へ昼食を提供し必要な支援につなげるほか、令和 8 年 3 月に策定した「留守家庭児童会室個別施設計画」に基づき、建て替えや増築が必要な施設について整備手法等の可能性調査を実施します。

お時間の関係もございますので、大変恐縮ですが、個別の事業の紹介は以上とさせていただきます、協議会資料の 12 ページにお戻りください。「3. 今後の予定」でございますが、令和 8 年度の主要事業の取り組みにつきましては、今後、教育長決裁により確定し公表いたします。また、改めまして、令和 8 年 9 月 30 日時点の進捗状況を、令和 8 年 11 月の教育委員会協議会でご報告させていただきます予定でございます。

今後、これらの主要事業を含め教育に関する各事業について、各担当部署において引き続き、推進してまいります。なお、令和 7 年度の主要事業の実績につきましては、これまでと同様に、教育委員会委員の皆さまをはじめ、学識経験者の意見を踏まえながら「教育に関する事務の点検及び評価」に取り組み、令和 8 年 8 月を目途に報告書をまとめてまいります。

以上、大変簡単ではございますが、案件 2 のご説明とさせていただきます。

○谷元教育長 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

大中委員。

○大中委員 主要事業の概要につきまして、全体的に指標の見直しを行ったとの説明を受けましたが、今回の見直しは、市長部局で管理している事務事業実績測定で用いている指標との統一が主なポイントであると受け止めています。事業進捗を測る類似の事務において、明確な理由もなく別々の指標が設定されていることは不合理と考えるため、基本的には見直しを行った指標で適切に進捗管理をしていただければと思っております。ただ、現在の教育振興基本計画に基づく主要事業やその進捗管理については、細かく事業を分け丁寧に管理されていると認識していますが、大小さまざまな事業に対して、本当にその事業全体を測ることができる適切な指標を一つ設定するということは難しいと感じており、一部の事業では、その事業の一側面のみをとらえた指標に事業全体の達成度が引っ張られてしまっているという印象を受けます。他にも、経年比較として実績値の推移はわかるものの、中長期的な視点での目標値や今後の展望などがわかりづらいとも感じます。これまで随時改善などに取り組んではいただいているものの、今後に向けての更なる課題整理や、抜本的な見直しなどを検討されているのかお尋ねします。

○谷元教育長 笠井教育政策課長。

○笠井教育政策課長 この主要事業の概要は、本市教育委員会のめざすべき中長期的な目標を示した「枚方市教育振興基本計画」に定める各基本方策の具体化を図るための取り組みとして毎年度設定しているものであり、その進捗管理については、これも毎年度実施している教育に関する事務の点検評価によることとしております。

各事業の達成度を表す指標については、ご指摘のとおり、これまでから委員の皆様や、点検評価員の皆様、また市長からも、各事業の達成度を適切に表す指標とするよう、様々なご意見をいただき、その都度、見直しを行ってきたところですが、今回の見直しにおいても、抜本的な改善

は難しく、そこまでには至っていないと認識しております。

本市の教育振興基本計画は、4年ごとに見直しを行いながら12年間を計画期間とするもので、令和9年度で現在の計画の計画期間が終了するため、来年度中には、令和10年度以降の新たな計画の策定を行う必要がありますが、それに合わせて、今回の主要事業の概要にあたる、計画の具体化を図る取り組みの位置づけや、計画の進捗管理の方法なども合わせて、全体的な見直しを行っていきたいと考えています。

見直しにあたりましては、これまで皆様からいただいたご意見も踏まえつつ、他市の取り組みなども研究しながら、より分かりやすい制度となるよう検討していきたいと考えています。

○谷元教育長 大中委員。

○大中委員 新たな教育振興基本計画の策定に合わせて取り組みを抜本的に見直しされることについて承知しました。同様の事務は全国の教育委員会で実施していることと思いますので、他市の事例を参考にしながら、わかりやすく、より実態を捉えることができる制度構築をお願いします。

○谷元教育長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 別紙1資料の16ページの基本方策1-⑪「PBL（課題解決型学習）推進事業」では、総合教育会議で、市長からも、この不確実な時代（VUCA）で生き抜くために必要な資質を児童・生徒に身に付けてもらう教育手法としてのPBLの事業推進が枚方市の児童・生徒にとって重要とのことであれば、事業の進捗を確認できるようにしてほしいとの要望もあり、今回令和8年度に新規主要事業として、教育指導課・教育研修課の連盟で事業設定していただいています。今後、展開の手法として、小中各1校を旗艦校として指定し、他校への横展開を目指すことや「PBL実践講座」を新たに提供することなども概要に記載いただいております。

評価指標の設定においては、生徒意識の肯定的割合とされ、分母の目標値も段階的に増加していくとのことですが、教職員のPBL授業構成の大切なことは、児童・生徒へのファシリテート力が非常に肝要と感じております。別途、33ページの基本方策3-①「枚方市教職員育成事業」の中にも「PBLによる授業改善」を再掲していただいております、広範な導入展開を期待いたします。

導入推進にあたり教育指導課、教育研修課のサポートを是非よろしくお願いいたします。

○谷元教育長 ほかに、ご意見・ご質問等ございませんか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

○谷元教育長 続きまして、案件3「第5次枚方市子ども読書活動推進計画について」説明をお願いします。

内山中央図書館長。

○内山中央図書館長 案件3「第5次枚方市子ども読書活動推進計画について」ご説明いたします。

13ページをご覧ください。「1. 政策等の背景・目的及び効果」につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律において、子ども時代の読書は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものとされており、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を一層推進するため、法第9条第2項の規

定により、国及び大阪府の子ども読書活動推進計画を基本とし、本市の子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、第5次枚方市子ども読書活動推進計画を策定するものです。

14 ページをご覧ください。「2. 内容」につきましては、現行の第4次計画の成果と課題、情報通信手段の普及・多様化などの社会状況の変化等を踏まえ、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう、必要な施策を講じて環境を整備していくという観点のもと、具体的な取り組みについてまとめてまいります。

「3. 対象及び計画期間」につきましては、まず、計画の対象は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、おおむね18歳以下の子どもといたします。次に、計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間といたします。「4. 策定の進め方」につきましては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通う子どもとその保護者を対象として、アンケート調査を行い、その結果を踏まえ、計画内容を定める予定でございます。また、社会教育委員会議において意見聴取を行うとともに、パブリックコメントの結果も踏まえて策定いたします。

15 ページをご覧ください。「5. スケジュール」につきましては、今後、6月に教育子育て委員協議会にて計画の策定を報告いたします。6月から7月にかけて、子どもとその保護者への子ども読書活動に係るアンケートを実施いたします。その後、10月に社会教育委員会議でご意見を聴取し、それらの結果も踏まえ、教育委員会協議会、11月に教育子育て委員協議会において、計画素案について報告いたします。12月には計画素案についてのパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて必要な修正等を行った後、令和9年1月に教育委員会協議会に、2月には教育子育て委員協議会に計画案について報告し、3月に第5次枚方市子ども読書活動推進計画を策定、公表する予定でございます。「6. 総合計画における根拠・位置付け」は記載のとおりです。

16 ページをご覧ください。「7. 関係法令・条例等」については記載のとおりです。

17 ページをご覧ください。参考資料として、現行の第4次枚方市子ども読書活動推進計画を添付しております。

第5次枚方市子ども読書活動推進計画についてのご説明は、以上でございます。

○谷元教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございませんか。

桐山委員。

○桐山委員 第4次枚方市子ども読書活動推進計画には、本市の子どもの読書活動推進に係る基本目標が示されており、家庭・地域・学校が連携・協働して、発達段階に応じた子ども読書活動の環境づくりに取り組む旨が掲げられています。児童期における読書習慣の定着を鑑み、令和7年度より、小学校を中心として学校司書を配置していますが、その効果等、活用状況について教えてください。

○谷元教育長 査抜教育指導課長。

○査抜教育指導課長 学校司書を配置することで、学校図書館を中心とする読書活動の環境整備に取り組んでまいりました。特に授業において活用するための資料を、学校司書がその専門的な視点で選び、子どもたちや教職員が手に取ることができるよう揃えることで、深い学びをサポートしている様子が多く見られます。また、小学校において学校司書配置校が20校であった令和6年度と、2校兼務の形態を交えて全44小学校へ配置をした令和7年度を比べると、「今学期、

授業のなかで、週に2回以上学校図書館の本を読んだり、資料を使ったりした子どもの割合」が20.2%から、31.6%に急増しました。加えて、児童ひとり当たりの1年間の貸出冊数の方も、令和6年度と7年度を比べると、22.27冊から23.49冊へ増加しています。

○谷元教育長 桐山委員。

○桐山委員 学校司書が配置された学校の取り組みを伺い、子どもたちが本に興味を持つきっかけを作るうえで、学校司書の配置は大変重要だと感じました。学校が司書との連携や活用について意識することも大切ですので、学校への司書の配置についても子ども読書活動推進計画にしっかりと位置付けるべきだと思います。資料によれば、第5次計画は社会状況の変化等も踏まえて策定されるとのことですが、学校司書に限らず新たに取り組むべき項目や重点化すべき項目をどのように把握し、計画に反映していくのか、お聞きします。

○谷元教育長 内山中央図書館長。

○内山中央図書館長 学校司書に関しては、第4次計画に「学校司書の配置」や「学校司書の育成および支援」を位置付けており、効果が確認できていることから、引き続き推進してまいりたいと考えています。また、国および大阪府の計画の改定項目のひとつに「子どもの視点に立った読書活動の推進」があり、子どもの視点を取り入れるしくみづくりが必要になると考えておりますので、学校司書との連携についても検討してまいります。このほか、重点化すべき項目につきましては、6月15日から7月15日の間で実施します、児童・生徒、保護者を対象としたアンケートにより実態とニーズの把握を行い、計画に反映をしていくものです。

○谷元教育長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件4「『枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン』の策定について」説明をお願いします。

伊藤教職員課長。

○伊藤教職員課長 案件4「『枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン』の策定について」ご説明いたします。

本件は、6月1日の教育子育て委員協議会への提出に向けて、ご報告させていただくものです。

協議会資料 55 ページをご覧ください。「1. 政策等の背景・目的及び効果」についてです。

本市における学校の働き方改革については、各種支援員の配置等、学校の主体的な取り組みを積極的に支援しています。その結果、時間外在校等時間の月平均の縮減等、一定の成果をあげてきました。一方で、校種間や教職員間での時間外在校等時間の格差といった課題については、引き続き取り組みの推進が必要です。こうした中、令和7年6月18日、文部科学省より「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられました。教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務できる職場環境を整えることで、子どもたちにより良い教育を実現することをめざし、本市教育委員会においても今年度中に実施計画を策定・公表する予定です。

続いて、56 ページをご覧ください。「2. 内容」についてです。国の示す方向性を踏まえつ

つ、本市のこれまでの取り組みや学校現場の実態を踏まえ、働き方改革を総合的に推進する観点から検討を進めてまいります。具体的には、「教職員が働きやすい環境づくり」と「教職員が働きがいを感じる環境づくり」を重点とし、学校における業務改善の取り組みの推進、教職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しについて、整理を行ってまいります。業務の3分類とは、文部科学省が学校の業務の在り方について、「学校以外が担うべき業務・教師以外が積極的に参画すべき業務・教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に仕分けをしたものです。

続いて、57 ページをご覧ください。「3. 計画期間」ですが、令和9年度から令和11年度までの3年間の予定です。次に、「4. 策定の進め方」ですが、文部科学省が示す方針に加え、教育行政学の有識者や精神科医等の知見を踏まえ、庁内協議を経て案を作成してまいります。また、パブリックコメントの結果や議会、総合教育会議等のご意見を踏まえ、プランを策定する予定です。「5. スケジュール（予定）」については、表に記載のとおりです。総合教育会議を経て、12月の策定をめざします。

58 ページをご覧ください。「6. 総合計画等における根拠・位置付け」、「7. 関係法令・条例等」については記載の通りです。

以上、案件4「『枚方市立小中学校における働き方改革推進プラン』の策定について」のご説明とさせていただきます。

○谷元教育長 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

大中委員。

○大中委員 小中の校種間の格差はわかりませんが、同一校種の中でも学校間格差はございますか。

○谷元教育長 伊藤教職員課長。

○伊藤教職員課長 時間外在校等時間の1月平均について、小学校の中で一番少ない学校は約14時間、一番多い学校は35時間で21時間の差、中学校においても約27時間と43時間で16時間の差があることがわかっています。要因については、学校規模が影響しているとは言えず、生徒指導対応や研究推進の取り組み、学校風土等、さまざまな状況に起因しているため、個別に学校毎の課題をアセスメントする必要があると考えています。

○谷元教育長 大中委員。

○大中委員 同一校種間でもこれだけの格差があり、特に小学校では全学校の平均値としては時間外在校等時間の目標値30時間をクリアしているものの、1番多い学校では35時間の時間外在校等時間ということで、目標値を超えています。この数字が当該校における少数の教員の過大な労働時間によるものなのか、当該校全教職員の傾向なのかについても、おそらく分析していただいていると思いますが、当該校において何らかの解決すべき問題があることを示していると思います。働き方改革については業務内容のサポートまたメンタルサポートも含め教育委員会がこれまでも支援してきたところかとは思いますが、月45時間を超える教職員、特に管理職の過大な時間外労働については、ご回答くださった通り、学校毎の分析に基づく教育委員会の支援の必要があると思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○谷元教育長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件５「叙勲について」説明をお願いします。

伊藤教職員課長。

○伊藤教職員課長 案件５「叙勲について」ご説明いたします。

協議会資料 59 ページをご覧ください。「１．概要」ですが、枚方市立小学校の元校長について、その功労に対し叙勲が行われましたので、ご報告するものでございます。「２．内容」ですが、令和８年春の叙勲といたしまして、瑞宝双光章を元枚方市立桜丘小学校長の渡邊利八郎先生が受章されました。「３．その他」といたしまして、令和８年５月 25 日の伝達式にて伝達済みです。

以上、はなはだ簡単ではございますが、案件５「叙勲について」のご説明とさせていただきます。

○谷元教育長 この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

それでは、本日の協議会の案件は、以上となりますので、協議会を終了します。